

## 第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

令和2年度から令和6年度までを計画期間とし、「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

令和4年3月18日付内閣府事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を参考に、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の見直しを検討します。

なお、内閣府事務連絡において示された、見直しに関する判断基準については、以下の通りです。

### 〔見直しに関する判断基準〕

#### (1) 教育・保育について

令和3年4月1日時点の支援認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が10%以上乖離している場合、見直しが必要とされています。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされています。

### 〔参考1〕 今後のスケジュール

令和4年8月～ 令和4年12月	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「提供体制の確保方策」の見直し作業
令和4年11月	県による見直し後計画の内容確認
令和4年12月	見直し後計画の米原市子ども・子育て会議への付議
令和5年4月～	計画（改定後）施行

### 〔参考2〕 第2期米原市子ども・子育て支援事業計画（3ページ）

第1章 計画策定に当たって
3 計画の期間
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものです。 ただし、子ども・子育て支援を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。

〔参考3〕 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第百五十九号）

第二 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

# 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制について

## ■事業の概要・見直し内容について

### 第5章 量の見込みと提供体制

#### 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

#### ●事業計画の概要

第2期米原市子ども・子育て支援事業計画 P65 参照

#### ●教育・保育の量の見込みと提供体制の現状

全国的に少子化傾向にある中、米原市においても保育需要は減少傾向にあります。地域によっては需要の増加が見込まれる地域がある状況です。

令和元～3年度の実績値および令和3年度における量の見込みに対する実績値の乖離率

認定区分	実績値 (R1. 4. 1)	実績値 (R2. 4. 1)	実績値 (R3. 4. 1)	量の見込み (R3 目標値)	実績値が 90%以下	実績値が 90～110%	実績値が 110%以上
1号認定子ども	305人	262人	262人	282人		93%	
2号認定子ども	699人	707人	694人	707人		98%	
3号認定子ども(0歳児)	30人	36人	27人	41人	66%		
3号認定子ども(1・2歳児)	348人	330人	328人	360人		91%	
計	1,382人	1,335人	1,311人	1,390人		94%	

市内の小中学校区別入学児童数の状況を調査したところ、下表のとおり、米原小学校区以外の地域における児童数の増減は、横ばいまたは減少傾向にあります。一方、米原小学校区の地域においては、今後大規模な住宅開発の予定などからも年少人口の増加が見込まれることから、米原小学校区地域の保育ニーズに柔軟な対応ができなくなることが推測されます。

※市内小中学校区別入学児童数 (単位：人)

	R1	R2	R3	R4
米原小学校区	75	78	82	90
柏原小学校区	10	14	14	13
山東小学校区	41	17	19	26
大原小学校区	60	51	50	49
伊吹小学校区	10	11	10	15
春照小学校区	27	29	28	32
河南小学校区	30	28	24	22
坂田小学校区	74	80	86	71
息長小学校区	33	31	22	20

## ●見直し内容

現在、教育・保育の提供区域については、全市を1提供区域としておりますが、地域によっては、人口の増加が見込まれることから、一概に利用定員を減少させる事業計画を見込むことが適当ではないことが考えられます。また、市内の年少人口の増減には地域差があり、地域によって量の見込み（必要利用定員）と提供体制に過不足が生じています。

よって、教育・保育提供区域について、全市を1提供区域として設定するのではなく、例えば、米原小学校区の地域とその他の地域を分けるなど提供区域を分割して、量の見込み（必要利用定員）および確保方策を見直します。